

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
141	6	○ドラメクチン○コーデックスで設定されている豚の筋肉のMRLは、注射部位の筋肉への残留を考慮せず、通常の筋肉へのドラメクチンの残留に基づいている。一方、日本で求められる休薬期間設定のための残留試験では、一番長く残留するであろう筋肉＝投与部位で、その残留分析をすることが求められている。すなわち、コーデックスでは筋肉のMRLの設定にあたり、注射部位の筋肉への残留を考慮していないため、このコーデックスのわが国の一律基準(0.01 ppm)よりも低い値を日本での基準値案とすることは適切ではないと考えられる。さらに、筋肉の摂取にあたっては、通常の筋肉を摂取することに比べて、投与部位の筋肉を摂取する可能性は極めて低いため、通常の筋肉と注射部位の筋肉のMRLを同じとすることは妥当ではないと考える。したがって、日本における豚の筋肉におけるMRLは、注射部位の筋肉と通常の筋肉の残留は異なることを考慮し、EUと同じ0.02 ppmとしていただきたい	ファイザー株式会社	D5	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWT Oに加盟していることを踏まえ、コーデックス基準が設定されている場合にあっては、優先的に採用することとしています。なお、農林水産省における休薬期間の設定は、投与部位も含めた残留基準への適合性を確保する観点から行われているものと認識しているところです。
142	6	○ジチオカルバメート○の基準に関すること。 ミルネブについて、ジチオカルバメートの二硫化炭素法による分析を実施した場合にはミルネブおよびその代謝物・分解物に由来する二硫化炭素も検出される。ミルネブ自体は別の分析法により定量できるが、その代謝物および分解物については定量できないため、ジチオカルバメートの定量値に影響を及ぼすことが考えられる。 特に「かき」については、ミルネブの基準値、ジチオカルバメートの基準値の両方が設定されていることから、ミルネブの影響を排除できる手法、もしくはミルネブの影響が問題にならない程度の基準値を設定していただきたい。さらに、二硫化炭素法により検出されるチアジジン(ミルネブ)も登録されており、残留基準にマンゼブの登録保留基準を採用することは不合理である。 ジチオカルバメートの基準については、はくさいについてもバックグラウンドを加味した暫定基準値を設定していただきたい。	三共アグロ(株)・クマイ化学工業(株)、大内新興化学工業(株)、バイエルクロップサイエンス(株)、ダウケミカル日本(株)	D52・D81・D87	ジチオカルバメート系農業については、CS2法を採用せず、各個別物質についてHPLC法によって測定することとしているのでバックグラウンドを考慮する必要はないものと考えます。HPLC法ではミルネブの代謝物がミネルブと同時に測定されることはなく、分離測定できるものと考えます。したがって、ジチオカルバメート系農業の基準値については、最終案でお示ししたとおりとします。
143	6	諸外国で一般的に使用している農業であるにもかかわらず、最終案に含まれていない以下の農業について、基準の設定を求める。  クロルベンズロン、イソカルボホス、マトリン、ウルバンシド、ジベレリン酸、インドール酢酸、サイトシニン、monosodium methylarsonate、blufosinate ammonium、テルブチラジン、メルカプトチオン、nitrofoska foliar、スルフルラミド、curprous oxide、過酸化水素、ペルオキシ酢酸、チオシアン酸アンモニウム、D-D	フロンティアーズ株式会社	D53	それぞれの物質に係る評価資料、ADI、使用方法、作物残留試験成績の概要について提供があれば、基準設定を検討することとします。なお、monosodium methylarsonateはヒ素として残留するものであり、ヒ素としての残留基準値が適用されます。
144	6	○チオファネート(Thiophanate)○にはチオファネートメチル(Thiophanate-Methyl)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	チオファネート(チオファネートエチル)については、チオファネートメチルの基準に含むものと考えます。
145	6	○スルフォサート(Sulfosate)○にはグリホサート(Glyphosate)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	グリホサートの基準値には、スルホサート由来のものも含まれます。
146	6	○エスフェンバレレート○にはフェンバレレートの基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	フェンバレレートの基準値には、エスフェンバレレート由来のものも含まれます。
147	6	○カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラム○について、茶の暫定基準値を登録保留基準の25ではなく、30とした根拠が不明である。	住化武田農薬(株)、日本化薬(株)、アリスタライフサイエンス(株)	D54	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、25ppmは30ppmとしたものです。
148	6	下記の物質の目次における分類について記載に誤りがあるのではないかと。 テトラサイクリン系抗生物質、クロピドール、チアムリン、パルベンダゾール	小川邦彦	D55	クロピドールにつきましては、米国の動物薬の基準を参考とし、農産物にも基準を設定したものです。その他の3物質については、ご指摘のとおり修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
149	6	○スピロジクロフェン○ 2005年7月13日付けで米国EPAにより残留基準値が告示されたので、上記農薬に暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。
150	6	○テブコナゾール○ 米国において、だいたひについて緊急条項による暫定基準が設定されたことから、暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。
151	6	フェナミホスのきのこ類の基準値について、豪州のMushroomsの基準値をしいたけ及びその他のきのこ類についても参照していただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	オーストラリアの「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
152	6	○塩化銅○はポジティブリスト対象外の物質と考えて良いか。	日本シイベルヘグナー(株)	D57	無機銅(銅としての残留)は、対象外物質となります。
153	6	○センデュラマイシン○について 残留しやすい部位といわれている肝臓、腎臓よりも厳しい基準を「鶏の食用部分」「鶏の筋肉」「その他の家きんの筋肉」に対して設定しているが、その根拠が不明であり、基準値を0.2ppmと改訂してほしい。	ヒプロ日本事務所	D58	「鶏の食用部分」については、農林水産省から提示された薬事法における定量限界値をもって、設定したものです。また、「鶏の筋肉」については、参考とする諸外国の基準を参考としたものです。また、「その他の家きんの筋肉」については、残留性が「鶏の筋肉」と同様と考えられることから、その値を採用しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
154	6	○ピノキサデン○ 2005年7月に米国EPAにより残留基準値が告示されたので、暫定基準に反映させてほしい	日清製粉株式会社 シンジェンタジャパン株式会社	D59 D63	ご指摘のとおり、修正します。
155	6	○シアナミド及び石灰窒素(カルシウムシアナミド)○については、土壤中で完全に分解され、残留性が無いため、ポジティブリストへの記載は必要の無いものとする。	デグサ ジャパン株式会社	D61	シアナミドについては、一般的に考えて残留が少ないと考えられること、一部植物では、植物体内で生成されること、肥料としての用途もあり、農薬としての用途としてのみの管理は難しいことを踏まえ、暫定基準としては設定しないこととします。
156	6	○テトラサイクリン系抗生物質○はちみつで0.3ppmという基準値が設定されているが、花粉やプロポリスについては記載がなされていない。花粉やプロポリスについても輸入の際にははちみつと同様にテトラサイクリン系抗生物質の自主検査を実施するように検査所より指導されることから、ポジティブリスト制度下でも基準を設定するべきではないか。	FLPジャパン・リミテッド	D62	花粉やプロポリス(蜜蝋)については、参考となる基準が諸外国を含め設定されていないことから、従来の抗生物質の規定が適用されることとなります。なお、ミツバチに対する薬剤使用に関しては、採蜜時期における使用は原則ないものと認識しています。
157	6	○エマメクチン安息香酸塩○について類型6-5を適用せず、基準を定めていない食品については一律基準(0.01ppm)を適用してほしい。理由は以下のとおり。 ・ニュージーランドの基準値作成の根拠となっている分析対象化合物は日本の分析対象化合物より少ない。 ・日本における告示分析法での定量限界は野菜0.01ppm、茶0.05ppmとなっている。 ・一律基準を大幅に下回る基準値を設定することで、農薬使用者等が本剤に対して安全性に対する誤解を生じるおそれがある。 ・ニュージーランドにおいてもpome fruits あるいはkiwi fruit以外の基準値を設けておらず、使用対象の作物でない作物に対しては統一的な取扱(一律基準)を適用していると考えられる。 (同旨1件)	農林水産省・シンジェンタジャパン株式会社	D63・ D87	日本とニュージーランドにおける分析対象化合物の差異を考慮し、本物質に限り通知で示した試験法の検出限界である0.01ppm未満の基準値の設定はせず、類型6-5の適用は行わないこととします。
158	6	○ジカンパ○米国の基準値を反映し、ジカンパのえだまめの基準値に10ppmを採用してほしい	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
159	6	○シロマジン○シマジン○米国やEUの基準値を反映し、シロマジンのその他のあぶらな科野菜の基準値を13ppmとし、シマジンの魚類の基準値を12ppmとしてほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、四捨五入して基準値を設定したものです。
160	6	近年ブラジルではだいたいの「さび病」が問題となっており、防除のためにシプロコナゾールが使用されている。作物残留試験成績等の資料を提出するので、ブラジルの基準値を反映し、本剤のだいたいの基準値として0.05ppmを設定してほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討結果、採用することとします。
161	6	コーデックス基準を反映し、チアベンダゾールの基準値を以下のとおり設定してほしい。また、脚注の「チアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和として」は畜水産物のみが該当であるため、その旨を追記してほしい。 ばれいしょ 15ppm、アボガド 15ppm、マンゴー 5ppm りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ 3ppm	シンジェンタジャパン株式会社	D63	殺菌剤であるチアベンダゾールのポストハーベスト農薬としての使用は、日本の法律下では食品添加物に該当するため、残留農薬暫定基準としては参考としないこととしています。なお、脚注の記述については、ご指摘のとおり修正します。
162	6	○チアメキサム○の「なつみかん」および「なつみかんの外果皮」の基準は、「なつみかん果実全体」の基準値があることから不要と考える。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。
163	6	○ピトロジン○現在、EU基準値は暫定で設定されているが、本年12月以降本基準に移行する予定であることから、参考基準として扱ってほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
164	6	○ホメサフェン○カナダのDry beansの基準を反映し、小豆類の基準として0.05ppmを設定してほしい。(手亡豆(いんげん)について、当該基準を根拠とし、日本への輸出実績がある)	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ホメサフェンのカナダ基準値については、ご指摘のとおり修正いたします。
165	6	○シアン酸塩○は、平成7年に農業登録され、除草剤・枯凋剤として使用されているが、最終案中に記載がない。シアン酸は植物体内に通常存在するものであることを考慮し、残留基準設定の対象外物質としてほしい。なお、オーストラリアでは、シアン酸塩は登録されており、MRLは設定されていない。	日本ヒドラジン工業株式会社	D65	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。シアン酸塩は登録保留基準、あるいは海外基準もなく、残留の可能性が低いと考えられることから、暫定基準を設定しないこととし、一般規則第4項を適用することとします。
166	6	○4-クロロフェノキシ酢酸○は「乳(脂肪)」に基準値が設定されようとしているが、「乳」には設定されていない。この場合「乳」には一律基準が適用されることになるのか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘の場合については、乳の基準適合性を乳脂肪の基準値をもって判断するものです。
167	6	○メロキシカム○は類型6-4に分類されているが、牛乳に対する暫定基準値として0.01ppmが設定されている。牛乳においては他の畜水産物と異なり、0.01ppmまで検査可能ということか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘のとおり、メロキシカムについては0.01ppmの検査が可能であることが判明したため、類型6-4を適用しないこととします。
168	6	臭化メチルの基準値案について、最終案では55品目において第二次案よりも小さな数値になっている。この理由について、説明をいただきたい。(一次案から二次案への変更の際には、説明があった。)	メチルプロマイド工業会	D68	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。
169	6	○臭素○くるみについて、米国、EU、NZの基準の平均値をとって130ppmと定められているが、米国基準の200ppmを採用すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
170	6	マラカイトグリーンはポジティブリスト案ではリストに記載されないため、0.01ppmの一律基準が適用されるが、現行基準では「抗菌性物質は含有してはならない」(検出限界 0.005ppm)として運用されている。マラカイトグリーンについては、現行規制と同等の基準となる運用を望むとともに、現行基準の緩和となるこのような事例について再度点検を行っていただきたい。	日本生活協同組合連合会	D69	マラカイトグリーンは化学的合成品たる抗菌性物質であり、暫定基準が設定されないことから従来の「含有してはならない」の規定が適用されます。 なお、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについては、規格基準の検討を行うに当たり、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しているところです。
171	6	〇プロペタンホス〇牛乳には基準値が設定されていないが、「薬事」として基準値が設定されている「牛の筋肉」等と同様、国内で残留試験が実施されている。この試験における検出限界が0.02ppmであり、現在の案のまま一律基準が適用された場合、当該検出限界を下回る残留分析法がないことから、残留試験が実施できなくなる可能性がある。従って、牛乳についても、暫定基準0.02ppmを設定してほしい。	三共ライフテック株式会社	D7	ご指摘の点は、農林水産省動物用医薬品等主管課長より追加の検出・定量限界値が提出されたことから、乳についても暫定基準を設定することとします。
172	6	〇トリアジメホン〇、〇トリアジメノール〇の暫定基準については、経過措置の承認を得て使用の許可がなされているものや作物残留試験結果を考慮し、改めていただきたい。(茶について、作物残留試験結果添付。他の食品については、現在実施中)	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	いわゆるマイナー農産物として農薬登録がなされているものについては、ご指摘のとおり事情を考慮することとします。また、作物残留試験成績の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるご指摘されたものについては、作物残留試験成績を精査し、修正します。
173	6	〇イミダクロプリド〇のネクタリンに対する基準については、現在、適用拡大申請中であり、作物残留試験結果からコーデックス基準ではなく現行の登録保留基準(1ppm)を採用すべきである。(作物残留試験結果添付) 農林水産省においてマイナー作物として経過措置承認がなされていることから、登録保留基準を参考に暫定基準に設定してほしい。 (同旨1件)	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	マイナー作物として承認がなされているものにつきましては、作物残留試験成績を精査し、暫定基準を設定します。農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。
174	6	イミダクロプリドのパッションフルーツに対する暫定基準については現在登録申請用の試験を実施中であり、コーデックス基準ではなく、現行の登録保留基準(3ppm)を採用すべきである。なお、当該作物の登録保留基準値が1ppmとされているが、当該作物は分類上「小粒果実類」であり、したがって3ppmとなるため訂正いただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。なお、パッションフルーツの分類については、ご指摘のとおり修正します。
175	6	〇グルホシネート〇の乳肉全般に対する暫定基準値については、非組換え作物の摂取を根拠としているコーデックス基準を採用しているが、組換え作物の摂取を考慮している米国の基準値を採用することが妥当であると考えている。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWTOに加盟していることを踏まえ、優先的にコーデックス基準を採用するものです。なお、コーデックス基準がない脂肪については、米国基準を採用しています。
176	6	〇トリフロキシストロビン〇について諸外国の基準値を参考に暫定基準の見直しをしていただきたい。(米国のFederal Register、EUのCommission Directive、カナダのRegulatory Noteを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	米国の大豆基準値につきましては、ご指摘のとおり反映します。カナダの基準値(緊急基準値も含む)は、法的に登録される前の暫定基準値であり、法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしておりません。また、EUの暫定基準値についても、現時点では法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
177	6	〇スピロメシフェン〇について、米国において残留基準が設定されたので、暫定基準の設定をお願いしたい。(Federal Registerを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)・American Potato Trade Alliance	D71・F29	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
178	6	南アフリカ等における落花生への使用実態を考慮し、下記の農薬等について暫定基準の設定をお願いしたい。  エポキシコナゾール、フルシラゾール、DIMETHENAMID-P、FLUAZIFOP-P-BUTIEL、フルフェナセット、FLUMETSULA+S-MOC、FURFURAL、ピリミカルブ、HALOXYFOP-R-METHYL、HALOXYFOP-R-METHYL ESTER、FENOXAPROP-P-ETHYL、パクロトラゾール、CUPROUS OXIDE、アセトクロール	株式会社トーン 落花生輸入商社 協議会	D73 D77	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
179	6	ハチミツに対するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準値はEUやイギリスの基準を考慮するとゆるすぎるのではないかと。ハチミツ愛好家の中には一日当たり50g以上消費する人もいますので、この点も考慮していただきたい。	(株)養蜂研究所	D79	ハチミツの暫定基準は、海外基準である豪州の基準を参照したものです。なお、基準値に関しては、マーケットバスケット調査等の摂取実態調査結果に基づき、優先順位を付して見直すこととしています。
180	6	ジチオカルバメートについては輸入実態やバックグラウンドを、スピノサド及びメキシフェンジドについては、2005年7月のコーデックス会議で設定された値を考慮し、暫定基準値を改めてほしい。	ダウケミカル日本株式会社	D82	ジチオカルバメートについては輸入実態を考慮する状況にはありません。また、バックグラウンドについては、No.142を参照してください。スピノサド及びメキシフェンジドについては、コーデックス基準として設定された値に準じて修正します。
181	6	ミネラルウォーター類で基準値が設けられているテルブチラジンについては、ぶどう産地であるフランスやドイツで0.1ppmの基準が設定されている。本剤について暫定基準を設定し、類型6-6として「ぶどう」にこの値を採用願いたい。	(社)日本果汁協会	D83	EUの基準に当該物質についての基準がなく、また作物残留試験成績などの提出もないため採用できません。
182	6	○プロピコナゾール○プロピコナゾールについて、米国EPAが2005年7月27日に大豆サビ菌用殺菌剤(緊急時免除)として基準を告示したので考慮してほしい。	アメリカ大豆協会	F1	ご指摘のプロピコナゾールにつきましては、既に基準が設定されており、今回基準を設定する品目の対象ではありません。
183	6	○アセタミプリド○アセタミプリドのホップには、チェコで農薬登録がなされている。チェコ基準値である2ppmを設定してほしい。	チェコ政府	G15	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
184	6	○アセタミプリド○フィプロニル○シアナミド○ニトロフェノール○ホップの基準について、それぞれ作物残留試験成績を提出する。この試験成績を参考に、チェコ基準値であるアセタミプリド2ppm、フィプロニル0.1ppm、シアナミド0.1ppm、ニトロフェノール0.1ppmの基準を設定してほしい。	ホップ生産協会 (チェコ)	F10	作物残留試験成績が提出されているアセタミプリド及びフィプロニルについては、国際流通上のホップの特殊性に鑑み、採用することとします。一方、試験成績が提出されていない物質につきましては、採用できません。また、シアナミドにつきましては、No.155を参照してください。
185	6	○フルトリアホール○フルトリアホールについて、ブラジルにおける作物残留試験成績を提出するので、ブラジル基準値である大豆0.1ppmの基準を設定してほしい。	ケミノバ(デンマーク)	F11	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、ブラジルの基準を採用することとします。
186	6	○キャプタン○、○マンゼブ○、○亜リン酸○の基準(0.03、0.1、設定されていない)について、オーストラリアの基準と同じにしてほしい。	アーモンドボード (オーストラリア)	F12	キャプタン、亜リン酸(最終案では「ホセチル」に含有)につきましては、既に記載されています。マンゼブにつきましては、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
187	6	○マンネブ○臭素○リン化水素○殻付き、殻なしのクルミについて、USのセクション18でマンネブ8ppmが認められている。 また、殻付き、殻なしのクルミについて臭化メチル200ppm、リン化水素0.1ppmとしてほしい。	カリフォルニアく るみ協会	F14	マンネブの米国Section18基準は、0.05ppm（マンネブ換算）です。リン化水素、臭素については、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
188	6	○インドキサカルブ○クランベリーについてUSのセクション18でインドキサカルブ0.5ppmが認められているので採用してほしい。 (同旨1件)	アメリカ合衆国 政府・クランベ リー販売協会	G4・ F15	ご指摘のとおり、修正します。
189	6	○ANA、ANA AMIDA、ブトラジン、硫酸銅、Copper Oxychloride、Cuprose oxide、Quinosol、硫黄、チラム、とシペルメトリン○これらの農薬について、リストへの記載がないので記載してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スベ イン)	F18	①パプリカについての作物残留データ等がなく、基準値を採用できません。 ②ANA、ANA AMIDA等は、農薬名の確認ができません。 ③チラムは、ジチオカルバメートとして基準が定められています。ゼータシペルメトリンは、シペルメトリンとして基準が定められています。 ④硫黄は本制度の対象外物質になります。
190	6	○ジクロロポス○ ①基準はコーヒー豆ではなく、コーヒー加工品につくるべき。 ②コーヒー生産国に照会し、2011年にポジティブリストを見直すべき。 ③各コーヒー生産国に対して、ポジティブリストに載っている試験法を示してほしい。 ④コロンビアではディルドリンやエンドリンは規制している。 ⑤EDBとパラコートについても規制している。 ⑥グリーンコーヒービーンへの直接使用はリン化水素のみ認めている。 その他以下の農薬について、基準がないのでグリーンコーヒービーンの基準を提案する。 また、ジクロロポスについて、グリーンコーヒービーンの基準を0.2から2ppmに引き上げてほしい。	National Federation of Coffee Growers of Colombia	F19	①他の農薬との整合性もあり、コーヒー豆の基準としています。 ②暫定基準については、施行5年後に見直すこととしているが、ポジティブリスト制度そのものを見直す予定はありません。 ③試験法については、厚生労働省のホームページ上に公開(日本語)していくことにしています。 ④から⑥については、情報提供いただき感謝しています。 グリーンコーヒービーンについては、そもそも基準を策定していません。また、提出いただいた資料はコーデックスなどにおける他の作物の基準であり、グリーンコーヒービーンについての作物残留などのデータがなく、基準値を採用できません。
191	6	○BHA○BHT○エトキシキン○ノルウェー政府の意見に賛同する。フロルフェニコールの例と同じく、薬事法に基づく検出限界値を参照するのではなく、外国基準値を採用してほしい。	オランダ大使館	G13	
192	6	○BHA○BHT○魚の酸化防止剤BHAについて、BHT同様10mg/kgとしてほしい。	王立ノルウェー 大使館	G3	BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残留性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。
193	6	○BHA○サケ目魚類とスズキ目魚類について、酸化防止剤BHAの基準を10mg/kgとしてほしい。	欧州ビジネス協 会 (European Business Council in Japan)	F23	BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残留性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。
194	6	最終案では、2つの銅化合物について一律基準が0.01ppmとなっているが適応可能か？お茶は天然の銅化合物を含んでおり、ドイツでは総銅量として40mg/kgの基準を設けている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシ銅及びヒドロキシニルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
195	6	○銅○銅は、対象外物質と暫定基準双方に記載があり、混乱の原因となるが、対応はどうなっているのか。(同旨1件)	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシ銅及びヒドロキシニルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。
196	6	○フッ素○フッ素は、Sulfuryl fluorideの使用によって残留するもので、アーモンドには米国において10ppmの基準が設定されている。フッ素はいわゆる自然物質条項に含まれるのか、それともMRLが適用されるのか明確でないので、明示してほしい。	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	フッ素は、いわゆる自然物質条項(一般規則第4項)に該当します。
197	6	○リンデン○厚生労働省は、リンデンについて、カカオ豆に0.002mg/kg、カカオ加工品に0.01mg/kgの基準値を導入しようとしているが、カカオの供給に重大な混乱を与える。いくつかのEU加盟国でカカオ豆1mg/kgの基準が残っている。ベルギー保健省が2004年9月にWTOのSPS手続きに従い、カカオ豆、カカオペーストに0.1mg/kgを通知している。スイスでは、カカオ脂、カカオマスに0.25mg/kgの基準を設定している。基準を見直してほしい。(同旨1件)	①国際ココア、チョコレート、砂糖菓子事務所 ②欧州カカオ協会	F9、F13	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。
198	6	○シペルメトリン○マンゴーについて、ASEAN Harmonized MRLが0.5ppmと設定されている。タイ及びマレーシアにおいて作物残留試験が実施されており、これに基づく基準値である。今回、当該試験成績を添付するので、確認の上、基準値を0.5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、各国において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
199	6	○トリアゾホス○えだまめについて、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を2ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
200	6	○プロチオホス○とうがらし(Chili peppers; その他のなす科野菜)について、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
201	6	○クロルデン○しょうがには、コーデックス基準が0.02ppmと設定されているので、この基準値を採用してほしい。	タイ政府	G09	ご指摘の基準値は確認できません。なお、コーデックスにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、にら、パセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。
202	6	○エトプロホス○現行基準を含め、類型6-5などとして0.005ppmが基準値として多々設定されているが、エトプロホスのLOQは、コーデックスにおいて0.01ppmとされている。基準値を0.01ppmに修正するべき。	タイ政府	G09	日本の通知試験法によって担保されている、日本の残留農薬基準の最小値は0.005ppmとなっています。一律基準案未満の基準が一部の農産物等に設定されている農薬等については、特定の値をもって残留基準が設定されている農産物等以外のものに関し、コーデックス、あるいはその他の参考基準国における分析法の検出限界にかかわらず、当該農薬等に既に設定されている最小の基準値をもって暫定基準とすることとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
203	6	<p>①表に不正確と思われるものを示した。  アバメクチンについて、Peas(green)のMRLO. 2は、以前意見を提出したはずだが暫定基準のリストが変わっていない。  アゾキシストロピンについて、Beans(green)のオーストラリア基準値が反映されていない。(オーストラリアの基準は3)  ピフェントリンについて、オーストラリアのアブラナ野菜の基準が1でなく10になっている(オーストラリアの基準は1)。また、Beans(green)の分類がない。(オーストラリアの基準は0.5)  ジフェナミドについて、オーストラリアの基準を根拠に日本はトマトを0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。  フェンヘキサミドについて、イチゴのMRL10は、現行基準を変更してもらおう以前意見を提出したはずだが、記載がなく、暫定基準のリストが変わっていない。  フェノキシカルブについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、ぶどう2、核果類0.5としているが、オーストラリアの基準は削除された。  フィプロニルについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、パセリ0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。  フルキンコナゾールについて、オーストラリアの基準を根拠になしを0.05としているが、オーストラリアの基準は0.05ではなく5の間違いである。</p> <p>②加えて、以下の農薬が2005年6月版Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority MRL Standardより削除されている。(アロキシジム、ベンフルラリン、ジクロトラゾール、ジオフェノラン、メタゾール、プロメカルブ)</p>	オーストラリア農林水産省	G1	<p>オーストラリアの「Peas (Green)」及び「Beans (Green)」は、日本の食品分類ではそれぞれ「未成熟えんどう」及び「未成熟いんげん及びその他の野菜」に該当するものと考えます。ご指摘のアバメクチン、アゾキシストロピン、ピフェントリンについては、既に反映されています。</p> <p>フェンヘキサミドのいちごについては、現行基準であり、今回改正の対象とはなっておりません。</p> <p>フィプロニルのパセリにつきましては、オーストラリア基準値にある「Herb 0.1ppm」を参考に設定しているものです。</p> <p>フルキンコナゾールにつきましては、ご指摘の事実を確認できません。</p> <p>ベンフルラリン及びメタゾールにつきましては、オーストラリア基準値を確認しましたところ、一部基準値が設定されているので、当該基準値につき暫定基準を設定することとします。</p> <p>その他、オーストラリア基準の変更に伴う修正につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。</p>
204	6	○グアザチン○グアザチンについて情報提供したが、リストに載っていない。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>グアザチンは、いろいろな物質の混合物であり、グアザチンとして基準を設定することができません。主要成分であるイミノクタジンについて暫定基準を設定しますが、混合物としてのグアザチンについては、国際機関における評価でNO ADIと評価されていること等を考慮し、暫定基準を設定せず、一律基準をもって対応することとします。</p>
205	6	○亜リン酸○Phosphorous Acid(亜リン酸)は免除されると理解しているが、確認いただけませんか。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>亜リン酸は、ホセチルの基準値に含まれます。対象外物質ではなく、ポジティブリスト制度の対象となります。</p>
206	6	○ジクロロポス○ジクロロポスの小麦ふすま、小麦胚芽の基準は、なぜ削除されたのか。第2次案の基準に戻してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>ご指摘のとおり、コーデックス基準が設定されているものについては修正いたします。</p>
207	6	○マラチオン○マラチオンの小麦ふすまは、コーデックス基準は削除されたが、オーストラリアにとって主要な輸出穀物であるので、暫定基準から削除せず、残してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>加工食品につきましては、コーデックス基準が設定されているもののみについて、暫定基準を設定することとしています。</p>
208	6	○ピリミホスメチル○ピリミホスメチルの加工食品の基準は、なぜ削除されたのか。暫定基準から削除せず、残してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>コーデックス基準と照らし、齟齬(そご)のある部分につきましては、修正いたします。</p>
209	6	○リンデン○カカオ基準値は0.002ppmに設定されることになっている。ベルギーは、現在カカオ基準値を1ppmに設定しているが、近くALALA-levelに基づき、0.1ppmに設定する予定である。この基準値案について、ベルギーはWTO通報を行ったが、日本からはコメントがなかったものと理解しており、日本がこの基準値を、国際貿易上受け入れたものと考えている。0.002ppmは、分析法上も検査が難しいことが予想される上、カカオ豆、あるいはチョコレート国際貿易上の障害となることが予想される。是非0.1ppmに設定してほしい。	ベルギー政府	G10	<p>カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。</p>

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
210	6	○リンデン○カカオ基準値は0.002ppmに設定され、またカカオ加工品については、一律基準値0.01ppmが設定される案となっている。国際的には、リンデンの使用は規制される方向にあるが、大部分が発展途上国であるカカオ生産国からのカカオ産品からは、未だに検出される事例もある。今回提案されている基準値は、公衆衛生的な観点からみても低すぎるので、ALALA-levelに基づき、カカオ豆、カカオマスとも、基準値を0.1ppmに設定してほしい。	スイス政府	G12	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。
211	6	○フロルフェニコール○第二次案の意見募集の際にもコメントしたが、薬事法に基づいた検出限界値を採用し、魚類に対して基準値0.2ppmを設定することは避けていただきたい。フロルフェニコールはスペクトルの広い優れた抗生物質であり、各国で汎用されている。EU基準値である1ppmを採用すべきである。	オランダ大使館	G13	ご指摘の物質の暫定基準値に関しては、農林水産省から提示された承認時における定量限界値に基づき設定されたものであり、EUのMRLを採用することは困難です。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
212	6	ガーナ政府として、別添の表の農薬についてココアの生産に使用を認めている。分析結果等の資料を添付するので、これらの基準値について配慮を願いたい。なお、ガーナ政府は、EUにおいてリンデン基準値が削除されたことを受け、リンデンの輸入を停止している。	Ghana Cocoa Board	G14	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、イマダクロプリド0.05ppm及びフェノブカルブ0.02ppmを採用することとします。
213	6	○チアメキサム○のホップでは、米国基準0.1ppmと、「All food crops」由来のカナダ基準0.02ppmの平均値が暫定基準として採用されている。これは不合理であり、ホップに関する科学的評価に基づいた米国基準を採用すべきである。	U.S. Hop Industry	F27	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
214	6	カカオ豆について、暫定基準(最終案)は、産地における使用実態が反映されていない。我が国の主要輸入国である、ガーナ共和国、エクアドル共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国から提出された要望書にある基準、並びに中南米産のカカオ豆を多く輸入しているカカオ産業の先進国である欧州各国の基準を勘案し、下記(略)に記した数値にて暫定基準を設定してほしい。	日本チョコレート・ココア協会	D86	カカオ豆については、コーデックスや5カ国(地域)で基準が設定されていませんが、その生産、流通上の特殊事情等に鑑み、一部の農薬についてフランス、オランダ、ドイツの基準を参考に暫定基準の設定を行います。
215	6	○クロルピリホス○ジメエート○ベネズエラ国内では、これらの2剤について、それぞれ0.2ppm、1.0ppmの基準値が設定されている。また、それぞれ基準値以内の範囲で検出事例もあるので、これらの基準値を参考とし、暫定基準を設定してほしい。	ベネズエラ・ボリバル共和国政府	G18	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
216	6	○フルシラゾール○フルシラゾールについて、かんきつの基準がなく、一律基準の0.01が適用されてしまう。次回のニュージーランドのMRLの改訂(2005年12月希望)でかんきつ類0.1ppmとするので、考慮してほしい。	ニュージーランド 食品安全庁	G2	現時点において、基準値として法的に規定されていないものについては、暫定基準の参考とすることはできません。
217	6	米国で新たな基準が採用されたので、考慮してほしい。(基準別添)	アメリカ大使館	G4	ご指摘のとおり、修正します。
218	6	○シペルメリン○シペルメリンのキウィーの基準は2mg/kgで、マンゴーの輸入量は1/5である。キウィーと比較すれば、摂取量は1/5になるので、マンゴーの基準を2mg/kgとしてほしい。	フィリピン農業省	G6	残留農薬基準は、GAPに基づいた適正な使用をもとに作成されるものであり、輸入量、摂取量と直接の相関を持つものではありません。マンゴーについては、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。